

平成30年12月25日

各直売所支店長 様

常陸大黒生産連絡協議会  
(事務局：茨城県 県北農林事務所)

茨城県オリジナル品種『<sup>ひたちおおぐろ</sup>常陸大黒』生産振興に関する協力依頼について  
(協議会で認められた者以外の常陸大黒の「生豆での一般販売」の禁止)

日頃より、農業の振興や各種の取組にご協力いただき、感謝申し上げます。

「常陸大黒」は、茨城県が育成するとともに、平成14年に「種苗法」に基づく品種登録を行うことにより、育成者の権利が法律で保護されております。

また、常陸大黒は、涼しい気候を好むため(高温では結実困難)、栽培は「茨城県北部の中山間地域」に限定するとともに、徹底した品種の維持管理による高品質の確保を図るため、「生産計画書」の提出を求めるなど、育成者権を活用したブランド化の取組を進めているところです。

このような中、平成29年度は、県内外で13回、12ヶ所で常陸大黒の不適切な販売事例が見受けられ、販売差し止めを実施しました。つきましては、貴直売所におきましても、適正に法律を順守していただくとともに、次の事例の場合には、「種苗法」に抵触しますのでご留意願います。

今後とも、「種苗法」に基づく育成者権の趣旨及び茨城県における取組をご理解いただくとともに、引き続き、茨城県北部の中山間地域におけるブランド化への取組にご協力をお願いします。

＜法律に抵触する事例＞・・・発見した場合には、下記までご連絡願います。

- ・協議会で認められた者\*以外の生豆での一般販売(別紙参照)  
※販売者がJA全農いばらき、JA常陸、JA水戸、大子町特産品流通公社
- ・黒花豆や大黒豆など別名での販売

＜茨城県における品質確保及び生産振興の取組＞

- ・茨城県(農業総合センター)が、黒一色の個体分離、選抜を繰り返し、品種の固定に成功
- ・協議会で認められた者\*以外の生豆による流通を制限し、品種・産地の保護
- ・加工による販売流通による魅力ある商品開発

【留意事項】品種維持及び高品質確保のため茨城県が管理 <茨城県に育成者権>

- 「常陸大黒」を栽培する場合は、栽培申込書兼生産計画書の提出が必要
- 種子についても、品質確保のために毎年更新が必要

【問い合わせ先】

茨城県県北農林事務所 企画調整部門 振興・環境室  
農業振興課(担当：細谷、武藤)

〒313-0013 茨城県常陸太田市山下町4119

TEL：0294-80-3303 FAX：0294-80-3304